

○沖縄県立看護大学附属図書館寄贈 図書資料等の受入基準

(平成 11 年 12 月 20 日)

[沿革] 平成 24 年 8 月 15 日 改正

第 1 条 この基準は、沖縄県立看護大学附属図書館における各種寄贈図書資料の受入れに関する基本的な取り扱いを定めることを目的とする。

第 2 条 この基準において図書資料とは、図書、雑誌及びその他の資料をいう。

第 3 条 各種寄贈図書資料のうち、次の各号の一に該当するものは、受入れるものとする。

- (1) 本学の教育・研究遂行上、附属図書館に備えておく必要があると認められる図書資料
- (2) 本学の沿革と、教育・研究活動を跡づける各種の図書及び記録資料
- (3) 本学所蔵図書資料と重複が少ない図書資料

第 4 条 各種寄贈図書資料のうち、次の各号の一に該当するものは、原則として受け入れないものとする。

- (1) 附属図書館として認め難い寄贈条件が付されている図書資料
- (2) 既に同一資料が、図書にあつては 3 部以上、雑誌にあつては 1 部以上所蔵されている図書資料
- (3) 刊行後、相当期間経過した図書のうち、資料的価値が失われていると判断される図書資料
- (4) 汚損又は破損し、補修に要する費用が当該図書資料の取得に要する費用より高価な図書資料
- (5) 継続的受贈が不可能な学術雑誌
- (6) 宗教団体、政治団体等が広報・宣伝を目的に出版した図書資料
- (7) 個人又は文学会等が出版する随筆・詩集・句集等のうち、学術的価値の認められない図書資料
- (8) 寄贈者の自発的意志によるものと認められない図書資料
- (9) その他本学附属図書館蔵書としてふさわしくない図書資料

第 5 条 個人又は団体が所蔵する資料のうちで 300 冊を超える図書資料（以下「集書」という。）の受け入れについては、次条に規定する集書受入検討委員会（以下「検討委員会」という。）の検討を経て、附属図書館運営委員会の承認を得るものとし、300 冊以内の集書は、附属図書館運営委員会の承認を得ることとする。

第6条 検討委員会の設置及び解散は、次のとおりとする。

- (1) 附属図書館長は、集書の寄贈の申し出があった場合、検討委員会を設置するものとする。
- (2) 検討委員会は、当該集書の受入れの可否について、検討結果を附属図書館長に対して報告した後、解散するものとする。

第7条 検討委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 附属図書館運営委員のうちから、若干人
- (2) 当該集書の主題分野又は関連分野を専門とする教員若干人

第8条 検討委員会の構成員の委嘱及び任期は、次のとおりとする。

- (1) 検討委員会の構成員は、附属図書館長が委嘱する。
- (2) 構成員の任期は、当該検討委員会の存続期間とする。

第9条 検討委員会は、次の事項について検討し、附属図書館長に報告するものとする。

- (1) 当該集書の学術的価値又は資料的価値の評価
- (2) 当該集書を文庫として扱うことの有用性
- (3) 当該集書を一括して別置配架することの有用性

附 則

この基準は、平成11年12月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成24年8月15日から施行する。